

延滞税と加算税

延滞税と加算税

(1) 延滞税

納付期限までに税金を納付できなかった場合に追加で発生し、『**本来納める税金 × 延滞税率 × 日数 ÷ 365日**』で計算します。

①延滞税率・・・納付期限から**2ヶ月まで** ⇒ 「7.3%」と「特例基準割合※+1%」の低い方

納付期限から**2ヶ月を超えた** ⇒ 「14.6%」と「特例基準割合※+7.3%」の低い方

※特例基準割合とは、国内銀行の貸出平均金利に1%を足した数字で、毎年変わります。近年では1%少々なので、これが「7.3%」「14.6%」を超えることは無いだろうと考えられます。

②延滞税が発生しないケース・・・計算の結果、延滞税の金額が1,000円未満であれば延滞税はかからない。

(2) 無申告加算税

確定申告で決められた期間内に申告せずにいた場合、さらに追加で徴収されてしまう税金のこと。**本来納める税金に15%(50万円までの部分) or 20%(50万円超の部分)をかけた金額が追加で徴収**されます。

なお、税務署の調査を受ける前に自主的に期限後申告をした場合、この無申告加算税が5%の割合を乗じて計算した金額に軽減されます。(ただし、調査の事前通知の後にした場合は、50万円までは10%、50万円を超える部分は15%の割合を乗じた金額となります。)

(注) 期限後申告であっても、次の要件を全て満たす場合には無申告加算税は課されません。

①その期限後申告が、法定申告期限から1月以内に自主的に行われていること。

②納付税額を法定納期限(口座振替納付場合は、期限後申告書を提出した日)までに納付していること。

③過去5年間、無申告加算税や重加算税を課されたことがないこと。

(3) 過少申告加算税

期限内に申告したものの、税務調査で間違いを指摘されて、自主的に修正申告を行ったり、税務署から更生処分を受けたことによって、本来納めるべき税額よりも少なく申告していた場合、**本来納めるべき税金に10%(50万円までの部分) or 15%(50万円超の部分)をかけた金額が追加で徴収**されます。

(4) 不納付加算税

納税期限を1日でも過ぎると課されるのが不納付加算税です。**税務署の指摘を受ける前に自主的に納付しても本来納める税金に5%をかけた金額**が課せられ、**税務署指摘後の場合は10%**となります。

(5) 重加算税

期限内に税務署に申告したが、税務調査で事実の偽装・隠蔽を指摘されて、自主的に修正申告を行ったり、税務署から更生処分を受けたことにより、本来納めるべきであった税金に加えてペナルティ・罰金として追加で払うことになる税金のことをいいます。

⇒(2)無申告加算税の基礎となる税額の40%に相当する重加算税が課せられる。

⇒(3)過少申告加算税の基礎となる税額の35%に相当する重加算税が課せられる。

⇒(4)不納付加算税の基礎となった税額の35%に相当する重加算税を徴収される。

【今月の経営格言】 相手を利することが、ひいては自らの利になる。
by 稲森和夫 (京セラ会長)

「自分の才能を自分のものと勘違いしてはならない。謙虚にして驕らず、世のため人のために役立つよう。一生懸命努力しているのに「なかなか結果が出ない」としたら、それは「自分のことばかり考えているから」です。京セラやKDDI、JALの企業理念にも「全従業員の物心両面の幸福を追求する」と明文化されているのは「自分の執着を手放そう」という意識の表れです。

「図解稲森和夫の経営早わかり」より